

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告代理人の立場に立って、別紙1 (原告代表者甲山一郎の言い分)、別紙2 (特許登録原簿謄本) 及び別紙3 (特許公報) に基づいて、別紙4の訴状の空欄1ないし5内に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の点に留意してください。

注1 弁護士・弁理士費用は損害賠償請求しないものとします。

注2 遅延損害金については訴状送達の日から請求してください。

注3 平成24年10月22日に本訴が提起されたものとしますが、現在の法令に基づいて起案してください。

注4 この問題の事例は架空の事案であって、実際の事件ではありません。

問2 小問

(1) 以下の各問に解答してください。

問① Xは、自ら売主として、Yとの間で、Aの保有する甲特許権を代金1000万円でYに売却する旨の契約 (以下「本件契約1」という。) を締結した。本件契約1は、XがAに無断で締結したものであり、Yは、そのことを契約締結時に知っていた。

以上の事実関係において、本件契約1が有効であるか否かについて、法的根拠を示して答えてください。

問② Xは、Aの代理人として、Yとの間で、Aの保有する甲特許権を代金1000万円でYに売却する旨の契約 (以下「本件契約2」という。) を締結し、Yは直ちに代金全額をXに支払った。本件契約2は、Xが、偽造した委任状をYに示し、Aに無断で締結したものであったが、Yは契約締結時にそのことを知らなかった。その後、Aは、本件契約2が締結されたことを知ったが、Xが無断でした当該契約締結を認める意思はない。

以上の事実関係に加え、下記「ア」、「イ」、「ウ」の設問に固有の事実が存することを前提として、これらの設問に対し、法的根拠を示して答えてください。

ア 本件契約2の締結時以前において、XとAは互いに連絡を取ったことすらなかった。この場合、YからAに対する本件契約2に基づく甲特許権の移転登録請求は認められるか。

イ 本件契約2の締結時以前において、XとAは互いに連絡を取ったことすらなかった。この場合、YがXに対して、Xに支払った1000万円の賠償を訴訟上請求するには、いかなる法律上の規定に基づくことが考えられるか。

ウ 本件契約2の締結時においてXはAの保有する乙特許権を売却する代理権を与えられていた。この場合、YからAに対する本件契約2に基づく甲特許権の移転登録請求訴訟においてYの請求が認められるには、Yは、いかなる法律上の規定のいかなる要件について主張立証することが最も適切と考えられるか。

(2) X社は、X社の特許権の侵害行為をしているY社に対し、特許権侵害行為差止等請求事件を提起し、以下の判決（以下「本判決」という。）を得た。

- 「1 被告は、別紙物件目録記載の物件を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は、前項記載の物件を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、金1億円及びこれに対する平成23年6月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

（別紙物件目録 略）」

本判決は確定したが、その後もY社は、本判決の別紙物件目録記載の物件の製造、販売及び販売の申出を行い、相当量の同物件の在庫をY社倉庫に保管している。また、Y社は、銀行預金、不動産その他の相当の資産を有しているにもかかわらず、X社に金員の支払いも行っていない。

このように、Y社が任意にその義務を履行しないときは、X社は、国家権力をもってこれを強制的に実現する手段をとることができる。その手段を定めた法律が である。

同法下で、強制的に実現すべき請求権の権利者を債権者、義務を履行すべき者を債務者という。

強制手段の種類として、(ア) 直接強制、(イ) , (ウ) の区別がある。

(ア) 直接強制は、債務者財産に対し強制力を行使して直接的に請求権の実現を図る方法である。

(イ) は、債務者から執行に要する費用を取り立てて、債権者又は第三者をして給付義務の内容を債務者に代わって実現させる方法である。

(ウ) は、債務者が債務を履行しない場合、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命じる方法である。

問① 上記 A に入る法律名を解答してください。

問② 上記 (イ) に入る適切な用語を解答してください。

問③ 上記 (ウ) に入る適切な用語を解答してください。

問④ 本判決の1項、2項、3項は、それぞれ (ア)、(イ)、(ウ) のいずれの強制手段で実現するのが最も適切かを (ア)、(イ)、(ウ) の記号で解答してください。解答形式は、「1項：(記号)、2項：(記号)、3項：(記号)」としてください。

(問①、問②、問③の注： の長さは解答の長さとは関係ありません。)

原告代表者甲山一郎の言い分

- 1 当社は、電子、電機機器の製造、販売を行っております。
- 2 平成10年頃よりDVDの利用者が増加し、会員制のDVDレンタル店が多くなりました。当社の営業部員がDVDレンタル店を訪問した際、会員カード発行作業に人手がかかるので、何とかならないかとの要望を聞いたのを契機として、技術部で研究開発を進め、平成13年に「カード発行方法」の特許を出願し、平成18年に登録されました。特許発明の詳しい内容は、公報を持参しましたので、これを見てください。
- 3 当社では、平成14年から現在まで、本件特許発明であるカード発行方法に使用されるシステムを製造し、DVDレンタル会社へ販売しております。支店に設置される複写機とカード発行装置が販売の中心です。顧客の希望により支店に置かれる会員募集シートと本店に設置されるファクシミリも販売しますが、会員募集シートと本店に設置されるファクシミリは顧客側でも準備できるものなので、顧客側で準備していただいて、それを使ってもらってもよいことにしております。
平成22年11月に、営業で回った某DVDレンタル店の担当者から当社が提示した金額の約2/3の金額で当社と同じような複写機とカード発行装置が導入できると売り込みに来た会社があるとの話を聞きました。
そこで、調査した結果、乙川電機株式会社（乙川電機）と丙海電機株式会社（丙海電機）が売り込みをしていることが判明しました。
- 4 乙川電機は、支店側に設置するカード発行装置を製造、販売しております。このカード発行装置は本件特許発明を実施するのに必要なものですが、操作ボタンを操作することによりカードを発行する機能も備えております。
丙海電機は支店側に設置するイメージスキャナを製造、販売しております。このイメージスキャナは身分証明書を貼付して署名したシートをセットして送信ボタンを押すと、カード発行装置のモデムにその身分証明書と署名のデジタル情報が送信されるようになっており、通常のイメージスキャナとは異なりパソコンに接続することやデジタルデータを取り出すことはできません。なお、このモデムは、本件特許公報の実施例中のファクシミリ231と同じものと考えてください。
そこで、乙川電機に対し、平成22年11月29日に乙川電機のカード発行装置の製造、販売は本件特許権の間接侵害に当たる旨の警告書を内容証明郵便にて

送付し、同月30日には同社に届いております。また、丙海電機に対しても、平成22年11月29日に、丙海電機のイメージスキャナの製造、販売は本件特許権の間接侵害に当たる旨の警告書を内容証明郵便にて送付し、同月30日には同社に届いております。

乙川電機から、平成23年3月20日付の回答書を受領しました。乙川電機は、有人店舗に同社のカード発行装置を単独で設置し、カード発行作業をする店員が顧客から身分証明書をみせてもらって、身分確認をした後、店員が操作ボタンを操作してカードを発行するためにも使用できると主張しています。たしかに、装置としては、有人店舗に設置してそのように使用できるようです。しかし、当社の調査によると、現在までのところ、乙川電機のカード発行装置はすべて丙海電機のイメージスキャナとセットで設置され、そこにカード発行に携わる店員はいません。

その店舗では、お客が自分の身分証明書を貼り付け署名したシートをイメージスキャナの下稿ガラスに載せ送信ボタンを押すことにより、カード発行装置内のモデムを介してシートの内容を示すデータが本店のファックスに送信できるようになっており、本店の担当者が、お客の個人情報を把握して適格者か否かを判断できるようにしているのです。そして、このような機能を有するからこそ、カード発行装置はカード発行に携わる店員がいなくてもカードの発行ができるのです。なお、丙海電機からは何の返答もありません。

- 5 乙川電機の株式の51パーセントは、丙海電機が保有しており、乙川電機の代表取締役は、丙海電機の実業家が兼任しております。

また、売り込みには、乙川電機と丙海電機の担当者が一緒になって行っていることも分かりました。

乙川電機からカード発行装置、丙海電機からイメージスキャナを購入したDVDレンタル店は、それらを支店に設置し、身分証明書を貼付できる部分と署名欄のある会員募集シートをイメージスキャナの横に備え置き、本店にはカード発行装置と通信するファックスを設置して、本件特許発明のカード発行方法で、顧客にカードを発行しています。

- 6 さらに調査を進めた結果、平成22年12月以降、現在までに乙川電機は上記カード発行装置を、丙海電機は上記イメージスキャナを、それぞれ100台ずつセットで販売していることが判明しました。

販売価格は、カード発行装置が一台50万円、イメージスキャナが一台1.0万円であり、乙川電機の限界利益率は30パーセント、丙海電機の限界利益率は2

0パーセントと想定されます。

- 7 最近入手した情報によると、乙川電機は業績不振のため、債権者に対して支払い猶予を求めており、自己破産の可能性もあるので、同社が破産した場合でも損害賠償が最大限確保できるような請求にしてください。

特		特 許 第 3 8 0 〇 〇 〇 〇 号			
表 示 部					
表示番号 (付記)		登 録 事 項			
1番					
		出願年月日	平成13年10月26日	出願番号	2001-000000
		査定年月日	平成18年 6月 7日	請求項の数	1
		発明の名称	カード発行方法		
		登録年月日 平成 18年 7月28日			
特 許 料 記 録 部					
特許料					
1年分		金額 2800円	納付日 平成 18年 7月14日	2年分	金額 2800円 納付日 平成18年 7月14日
3年分		金額 2800円	納付日 平成 18年 7月14日	4年分	金額 7600円 納付日 平成21年 7月 4日
5年分		金額 7600円	納付日 平成 22年 7月11日	6年分	金額 7600円 納付日 平成23年 7月12日
7年分		金額 23100円	納付日 平成 24年 7月 2日		
甲 区					
順位番号 (付記)		登 録 事 項			
1番		東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号 甲山電機株式会社			
		登録年月日 平成18年 7月28日			
(以下余白)					

平成24年10月12日

(19) 日本国特許庁 (J P) (12) 特 許 公 報 (B 2) (11) 特許番号

特許第 3800000 号

(45) 発行日 平成 18 年 10 月 18 日 (2006. 10. 18)

(24) 登録日 平成 18 年 7 月 28 日 (2006. 7. 28)

(51) Int.Cl.		F1	
G07F	7/08	G07F	7/08
B42D	15/10	B42D	15/10
G06F	13/00	G06F	13/00
	17/60		

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2001-000000(P2001-000000)	(73)特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 13 年 10 月 26 日(2001.10.26)		甲山電機株式会社
(65) 公開番号	特開 2003-000000(P2003-000000A)		東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
(43) 公開日	平成 15 年 5 月 9 日(2003.5.9)	(72)発明者	甲山 一郎
審査請求日	平成 16 年 7 月 27 日(2004.7.27)		東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
		(74)代理人	弁理士 戊原 次郎
		審査官	特許 一郎
		(56)参考文献	特開平 0-00000 (J P , A)
			特開平 0-00000 (J P , A)

(54) 【発明の名称】 カード発行方法

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

親局から離れた場所に配置された子局において無人により会員証などのカードを発行するカード発行方法において、子局側において、複写機を用いて、運転免許証等の身分証明書が貼付され署名がされた後のシートを複写して電子的な複製情報を得る工程と、該情報をファクシミリ装置を用いて親局側に送信する工程と、親局側において、子局側から送信された該情報をファクシミリ装置を用いて受信する工程と、親局側の前記ファクシミリ装置から子局側の前記ファクシミリ装置に対して呼出し信号音をカード発行許可信号として発信する工程と、子局側の前記ファクシミリ装置においてこの呼出し信号音を受け取ると、子局側に設置されたカード発行機を駆動してカードの発行を行う工程と、を有するカード発行方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】 本発明は各種の会員券、会員証などを発行するためのカード発行方法に関するものである。特に本発明は、無人化されたDVDなどのレンタル店において、そのレンタル店の本店側からの遠隔操作により会員証を発行するためのカード発行方法に関するものである。

【0002】

【従来の技術】近年、DVDの利用者が増加するに伴い、DVDのレンタル店の数も増加し、複数の支店を有するレンタルチェーン店も出現している。このようなレンタル店においては、利用者に運転免許証などを提示してもらい、身分を特定した後に、会員証を発行し、以後は会員券の提示のみでレンタルが行われるようになっている。

【0003】ここに、DVDのレンタルを行うための自動貸出機が知られている。この貸出機を設置することにより、会員に対するDVDのレンタル業務を省力化できるので、人手不足の今日においてはかかる機械を設置することは望ましいことである。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、会員証の発行は依然として人手に頼っているのが現状である。これは、会員証の発行に際しては利用者の身分を確認するために運転免許証などの身分証明書を目視により確認する必要があるからである。このために、DVD等のレンタル店において会員証の発行に携わる店員を完全に無人化することは困難である。

【0005】本発明の課題は、この点に鑑みて、複数の支店を備えたDVD等のレンタル店において、各支店において完全に無人化した状態で会員証の発行を行うことが可能な方法を実現することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】上記の課題を解決するために、本発明のカード発行方法は、カードの発行を集中的に制御する親局と、この親局の制御の下にカードの発行を行う少なくとも一つの子局とから構成され、子局側においては、運転免許証などの身分証明書が貼付され署名がなされたシートを読み取り電子的な複製情報を得る工程と、該情報を親局に伝送する工程と、親局側において、子局側から送信された該情報を受信する工程と、親局側の装置から子局側の装置に対して呼出し信号音をカード発行許可信号として発信する工程と、子局側の前記装置においてこの呼出し信号音を受け取ると、子局側に設置され駆動制御手段を備えたカード発行機を駆動してカードの発行を行う工程を採用している。

【0007】ここに、親局にはファクシミリ装置を配置し、子局には、複写機およびファクシミリ装置を配置し、親局側のファクシミリ装置を、上記の情報を受信するための手段として機能させ、ここから発信される子局側のファクシミリ装置に対する呼出し信号音を上記のカード発行許可信号として利用することが好ましい。また、子局側において、その複写機を、上記の情報を読み取り電子的な複製情報を得る手段として機能させ、ファクシミリ装置を、上記の情報の伝送手段として機能させると共に、親局側のファクシミリ装置から発信された呼出し信号音をカード発行許可信号として受信する部分として機能させることが好ましい。

【0008】

【作用】本発明においては、まず子局側（レンタル店の支店）において利用者の運転免許証などの身分証明書が貼付され署名がなされたシートが複写機等を用いて複写される。これにより得られた電子的な情報はファクシミリ装置を介して親局側（レンタル店の本店）に送信される。親局側では、受信した情報により、利用者の身分を確認する。確認して問

題が無ければ、ファクシミリ装置を用いて、子局側のファクシミリ装置を呼び出す。子局側の駆動制御手段は、子局側のファクシミリ装置を介して呼出し信号音を受け取ると、カード発行手段を駆動して、カードの発行を行わせる。このように、子局側において店員を置くことなくカードの発行が行われる。

【0009】

【実施例】以下に図面を参照して本発明の実施例を説明する。図1には、本発明に利用されるシステムをDVDのレンタル店における会員カードの発行に適用した例を示してある。図に示すように、DVDのレンタル店の本店1と、複数の支店2とが公衆回線を介して接続されている。本店1の側にはファクシミリ装置11が設置され、担当者が常駐している。これに対して、支店2の側には、会員募集シート21と、複写機22と、カード発行機23が設置され、無人化されている。

【0010】支店に配備された会員募集シート21は、定型シートであり、その表面には、利用者の身分証明書（運転免許証等）を挿入する透明ポケット211が形成してある。また、その隣接した部分には、利用者の署名欄212を設けてある。定型シートは支店に複数枚用意しておき、利用者が1枚ずつ利用できるようにしておく。一方、カード発行機23は、本店側のファクシミリ装置に接続されたファクシミリ装置231と、複数枚の会員カード235を収納したカードストック232と、このストックに収納されているカードを一枚ずつ発行するカード発行機構233と、このカード発行機構の駆動を制御する駆動制御回路234とから基本的に構成されている。支店側のファクシミリ装置231が呼び出されると、その呼出し信号音が駆動制御回路234に供給されるようになっている。駆動制御回路234は、この呼出し信号音1Sを受け取ると、カード発行機構233を駆動して、カードストック232から会員カード235を発行させる。複写機22とカード発行機23のファクシミリ装置231は、ケーブルで接続されている。複写機22で複写され得られた利用者の身分証明書と署名の電子的な複製情報は、このケーブルを通して、複写機22からファクシミリ装置231に自動的に送信されるようにされている。ケーブルに代えて無線接続としてもよい。

【0011】図2には上記のカード発行機23の外観を示してある。図において、23aは会員カードの発行口である。また、操作手順などの表示を行うための表示画面（モニター）23bが配置されている。

【0012】次に、このように構成した本例の会員カード発行システムにおけるカード発行動作を説明する。まず、支店2の側においては、そのカード発行機23の表示画面23b上において、「この画面の表示に従って手続をして下さい。会員募集シートの透明ポケットに身分証明書を挿入し、指定欄の署名をした後に、複写機の上面の蓋を開け、所定の位置に載せ、蓋を閉じ、複写機の複写ボタンを押して下さい。」という内容のメッセージ（初期メッセージ）が表示されている。利用客は、このメッセージにしたがって、運転免許証などの身分証明書を会員募集シート21の透明ポケット211に挿入し、署名欄212に署名をした後に、設置されている複写機22の蓋を開け、所定の位置に載せ、蓋を閉じ、複写ボタンを押す。そうすると、複写機は身分証明書が透明ポケット211に挿入され、

署名がなされた会員募集シートを複写して、電子的な複製情報を作成し、該情報は複写機からケーブルを通してファクシミリ装置231に自動的に送信され、続いて、ファクシミリ装置231から本店1の側のファクシミリ装置11に送信される。そして、カード発行機23の表示画面23b上に、「複写した情報が本店に送信され、審査されています。」という内容のメッセージが表示される。

【0013】本店1の側では支店側から送信された情報をファクシミリで受信し、ファクシミリからプリントアウトされた受信シート上の身分証明書の内容を担当者が確認して、会員カードを発行してよいか否かを判断する。たとえば、未成年者などのように会員カードを発行できない場合には、発行できない旨と署名された募集シート及び身分証明書を複写機から取り出して持ち帰ってほしい旨を報知する。たとえば、その旨を支店に設置された電話などを介して報知する。

【0014】カードを発行して良いと判断した場合には、支店2の側のファクシミリ装置231に対して呼出しを行う。

【0015】支店側では、この呼出し信号1Sを受信し、この信号を駆動制御回路234に転送する。駆動制御回路234は、この呼出し信号音をカード発行許可信号として受け取り、カード発行機構233を駆動する。この結果、カードストッカ232に収納されている会員カードの一枚がカード発行口23aから発行される。そして、カード発行機23の表示画面23b上に、「カードが発行されました。複写機から署名された募集シートと身分証明書を取り出してお持ち帰り下さい。」という内容のメッセージが表示される。なお、所定の時間が経過後、メッセージは初期メッセージに戻る。

【0016】このように、本例のカード発行システムを利用したカード発行方法においては、支店側を完全に無人化した状態でカードの発行を行うことが可能になる。したがって、本例のシステムと自動式のDVD貸出機とを支店に設置すれば、完全に無人化したDVDレンタル店を実現することができる。

【0017】また、本例では、本店側において、プリントアウトされた受信シート上の情報を目視することにより利用者の身分を確認できるので、その判断を正確に行うことができる。これに対して、支店にモニターカメラを設置して、本店側において、そのカメラを介して得られた画像から利用者の身分証明書の内容を確認する方法もあるが、この方法では身分証明書の内容を正確に読み取れない場合もある。

【0018】さらにまた、本例では、定型のシートの所定の欄に利用者に署名させ、その署名と身分証明書の複写を受信シートとして本店で回収するようにしている。したがって、利用者が確かに来店して会員になったことの証明を得ることができるという利点もある。

【0019】また、本例では、本店側のファクシミリ装置からの呼出し信号音を利用してカード発行動作を行わせるようにしている。したがって、特別の駆動信号発生用の回路部分を付加する必要がないという利点がある。

【0020】

【発明の効果】以上説明したように、本発明のカード発行方法においては、支店側において運転免許証などの身分証明書が貼付され署名がなされたシートを読み取って、電子的な

複製情報を得て、これを本店側に送信する方法を採用している。本店側では受信した情報に基づきカードの発行の可否を判別して、カードを発行する場合にはカード発行許可信号を支店側に送信して、支店側のカード発行機を駆動してカードの発行を行わせるように構成されている。したがって、本発明によれば、人手に頼ることなく本店から離れた支店において適格者に対してのみ会員カード等の発行を行うことが可能になる。

【0021】また、本発明のカード発行方法においては、本店側から支店側のファクシミリの呼出し信号音をカード発行許可信号として利用できるという利点も得られる。

【図面の簡単な説明】

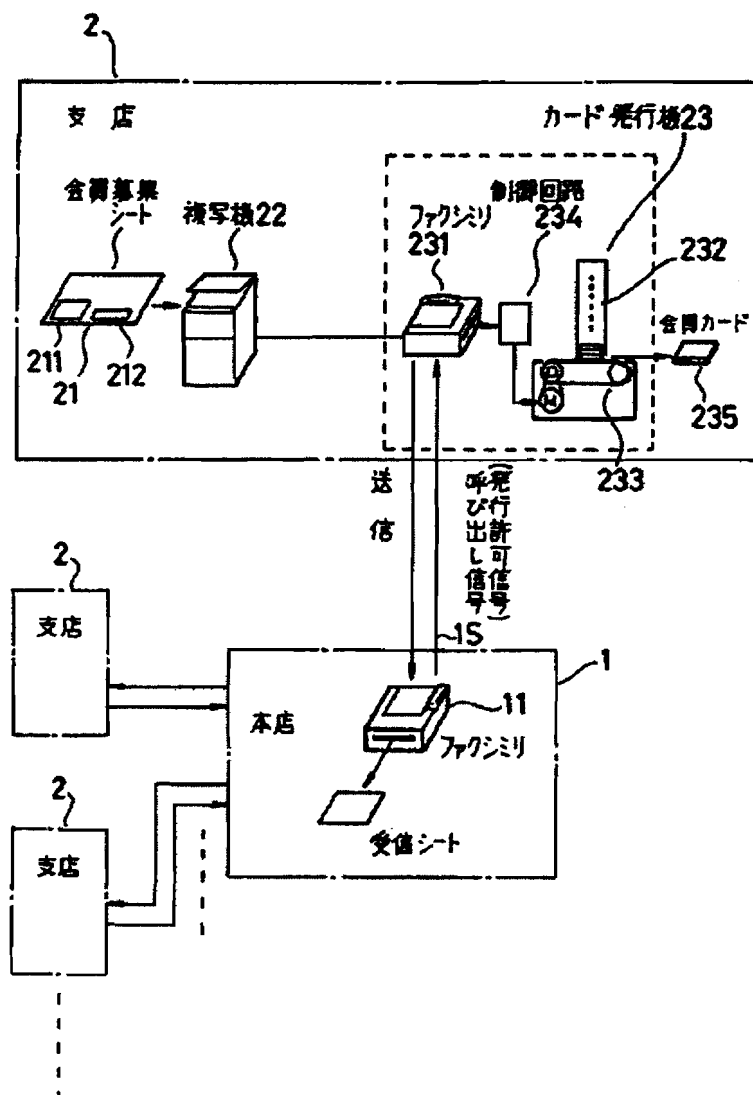
【図1】本発明に利用されるカード発行システムの全体構成を示す構成図である。

【図2】図1のカード発行機の外観斜視図である。

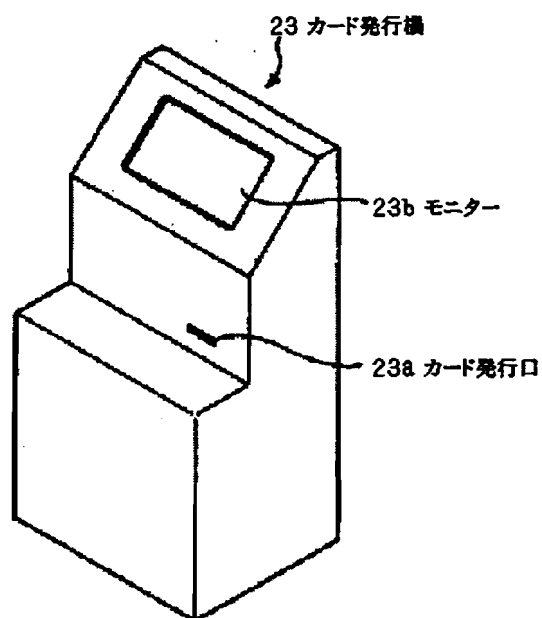
【符号の説明】

- 1・・・本店
- 1S・・・カード発行許可信号（呼出し信号）
- 2・・・支店
- 11・・・本店側のファクシミリ装置
- 21・・・会員募集シート
- 211・・・身分証明書の挿入ポケット
- 212・・・署名欄
- 22・・・複写機
- 23・・・カード発行機
- 231・・・支店側のファクシミリ装置
- 232・・・カードストッカ
- 233・・・カード発行機構
- 234・・・駆動制御回路

【図1】



【図2】



訴 状

平成24年10月22日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 丁 野 太 郎 印

同 弁理士 戊 原 次 郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 甲山電機株式会社

上記代表者代表取締役 甲 山 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丁野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 丁 野 太 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都港区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

戊原特許事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 戊 原 次 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 乙川電機株式会社

上記代表者代表取締役 乙 川 二 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 丙海電機株式会社

上記代表者代表取締役 丙 海 三 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価格 金〇〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇〇円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告乙川電機株式会社は、別紙物件目録 1 記載のカード発行装置を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 2 被告丙海電機株式会社は、別紙物件目録 2 記載のイメージスキャナを製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 3 被告乙川電機株式会社は、別紙物件目録 1 記載のカード発行装置を廃棄せよ。
- 4 被告丙海電機株式会社は、別紙物件目録 2 記載のイメージスキャナを廃棄せよ。
- 5

空欄 1
- 6 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第 2 請求の原因

- 1 当事者

(1) 原告は、電子・電機機器の製造、販売を業とする株式会社である。

(2) 被告乙川電機株式会社（以下「被告乙川電機」という。）は、電子・電機機器の製造、販売を業とする株式会社である。

被告丙海電機株式会社（以下「被告丙海電機」という。）は、電子・電機機器の製造、販売を業とする株式会社である。

2 本件特許権

(1) 本件特許権

原告は、次の特許権を有している（甲第1号証、甲第2号証。以下本件特許権」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許」という。）。)

- ① 特許番号 第380〇〇〇〇号
- ② 発明の名称 カード発行方法
- ③ 出願日 平成13年10月26日
- ④ 登録日 平成18年7月28日

(2) 本件特許発明

本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明（以下「本件特許発明」という。）を構成要件に分説すると以下のとおりとなる。

- A 親局から離れた場所に配置された子局において無人により会員証などのカードを発行するカード発行方法において、
- B 子局側において、複写機を用いて、運転免許証等の身分証明書が貼付され署名がされた後のシートを複写して電子的な複製情報を得る工程と、
- C 該情報をファクシミリ装置を用いて親局側に送信する工程と、
- D 親局側において、子局側から送信された該情報をファクシミリ装置を用いて受信する工程と、
- E 親局側の前記ファクシミリ装置から子局側の前記ファクシミリ装置に対して呼出し信号音をカード発行許可信号として発信する工程と、

F 子局側の前記ファクシミリ装置においてこの呼出し信号を受け取ると、
子局側に設置されたカード発行機を駆動してカードの発行を行う工程と、
G を有するカード発行方法。

(3) 作用効果

本件特許発明のカード発行方法においては、支店側において運転免許証などの身分証明書が貼付され署名がなされたシートを読み取って、電子的な複製情報を得て、これを本店側に送信する方法を採用している。本店側では受信した情報に基づきカードの発行の可否を判別して、カードを発行する場合にはカード発行許可信号を支店側に送信して、支店側のカード発行機を駆動してカードの発行を行わせるように構成されている。したがって、本件特許発明によれば、人手に頼ることなく本店から離れた支店において適格者に対してのみ会員カード等の発行を行うことが可能になる。

3 被告らの行為

被告乙川電機は、平成22年12月1日から現在に至るまで、複数のDVDレンタル業者に対し、別紙物件目録1記載のカード発行装置（以下「イ号物件」という。）を製造、販売及び販売の申出をしている。イ号物件は、別紙イ号物件説明書記載のとおりである。

被告丙海電機は、平成22年12月1日から現在に至るまで、複数のDVDレンタル業者に対し、別紙物件目録2記載のイメージスキャナ（以下「ロ号物件」という。）を製造、販売及び販売の申出をしている。ロ号物件は、別紙ロ号物件説明書記載のとおりである。

4 構成要件充足性

(1) DVDレンタル業者のカード発行方法

上記DVDレンタル業者が日本国内でイ号物件及びロ号物件を用いて行う

カード発行方法（以下「被告方法」という。）は、別紙被告方法説明書記載のとおりである。

（２）構成要件充足性

被告方法の構成と本件発明の構成要件を対比すると以下のとおりとなる。

空欄 2

５ 作用効果

被告方法の作用効果は本件特許発明の作用効果と同一である。

６ 間接侵害について

（１）イ号物件について

① 特許法第１０１条第４号

（中 略）

したがって、被告乙川電機がイ号物件を製造、販売及び販売の申出をすることは本件特許権を侵害するものとみなされる（特許法第１０１条第４号）。

② 特許法第１０１条第５号

空欄 3

（２）ロ号物件について

ロ号物件は、イメージスキャナであって、身分証明書を貼付し署名をした

シートをその原稿ガラスの上に置き、送信ボタンを押すと、上記シートの文字及び画像を読み取ってデジタル情報化し、該情報をカード発行装置（イ号物件）のモデムに送信するようになっている。そして、ロ号物件には上記デジタル情報をパソコン等の電子機器に接続するためのインターフェースが存在せず、該情報を取り出すためのメモリ等を装着する端子も存在しない。

したがって、ロ号物件には経済的・商業的・実用的観点から他の用途がなく、本件特許発明の方法の使用にのみ用いる物であり、被告丙海電機がロ号物件を製造、販売及び販売の申出をすることは本件特許権を侵害するものとみなされる（特許法第101条第4号）。

7 共同不法行為

以下の事実によると、被告乙川電機と被告丙海電機の各行為は共同不法行為（民法第719条第1項）となる。

空欄 4

8 損害（特許法第102条第2項）

空欄 5

9 よって、頭書のと通りの判決を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証 特許登録原簿謄本

甲第2号証 特許公報

添付書類

1 訴狀副本 2通

2 甲号証写し 各3通

3 資格証明書 **3通**

4 訴訟委任状 2通

5 特定侵害訴訟業務付記証書写し 1通

以上

物 件 目 録 1

商品名を「カードデール」とするカード発行装置

物 件 目 録 2

商品名を「スキャン」とするイメージスキャナ

イ号物件説明書

1 商品名 カードデール

2 図の説明

図1 カードデールの概略の構成を示す図

(破線で示したイメージスキャナとFAXはカードデールへの接続関係を示す。)

図2 カードデールの外観斜視図

3 構成及び動作の説明

ボックス式のカード発行装置であって、外観は図2に示すとおり、手前から斜め上方に傾斜した上部にメッセージを表示するモニター（表示部）が設置されており、中央前面左側にカード発行口があり、中央の台右側に操作ボタンを有する操作部がある。

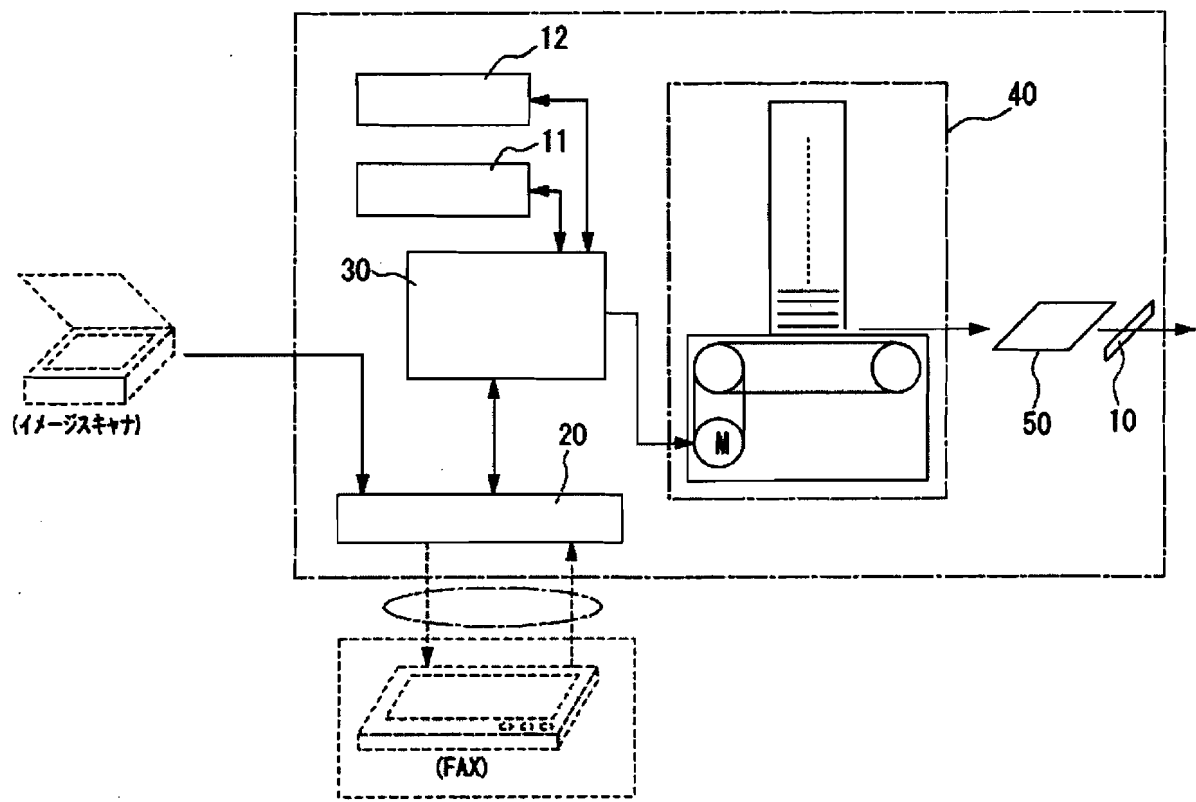
カード発行装置の内部には、モデム（画像データをファックス信号に変換する機能及びファックス信号の受信機能を含む。）、制御装置、カード発行機があり、商品名スキャン（ロ号物件）によって、運転免許証等の身分証明書を貼付して署名したシートがスキャンされるとそのデジタル情報が無線でモデムに送信され、モデムから本店のファックスに送信される。本店のファックスからの呼出し信号音がカード発行許可信号としてモデムに送信されると、その信号が制御装置に送信され、カード発行機のモータが駆動されカード発行口よりカードを発行する。

その他、操作部の操作ボタンを操作することによってもカードを発行することができる。

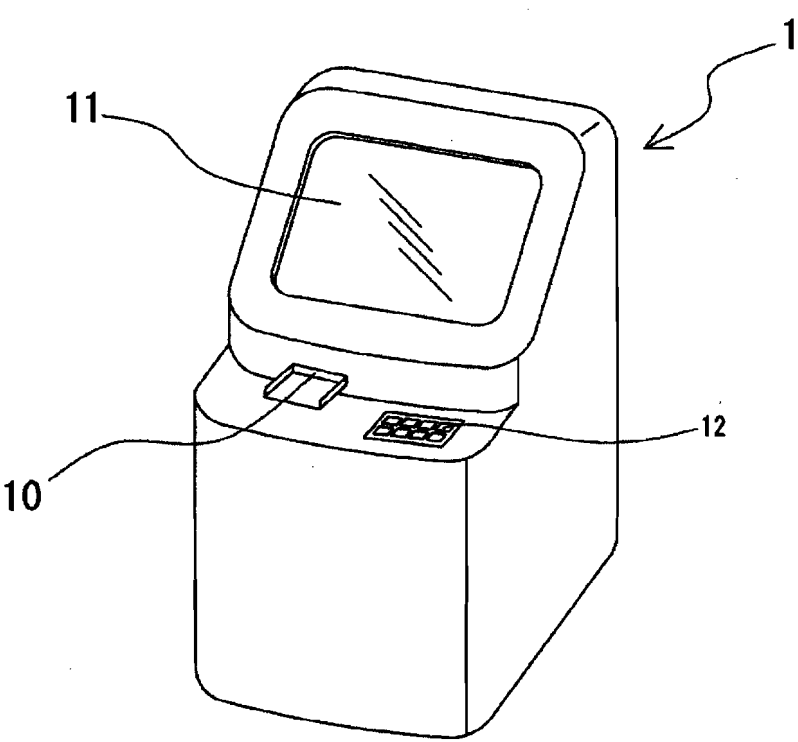
4 符号の説明

- 1 本体
 - 10 カード発行口
 - 11 表示部
 - 12 操作部
- 20 モデム
- 30 制御装置
- 40 カード発行機
- 50 カード

【図 1】



【図 2】



ロ号物件説明書

1 商品名 スキャン

2 図の説明

図1 スキャンの外観斜視図

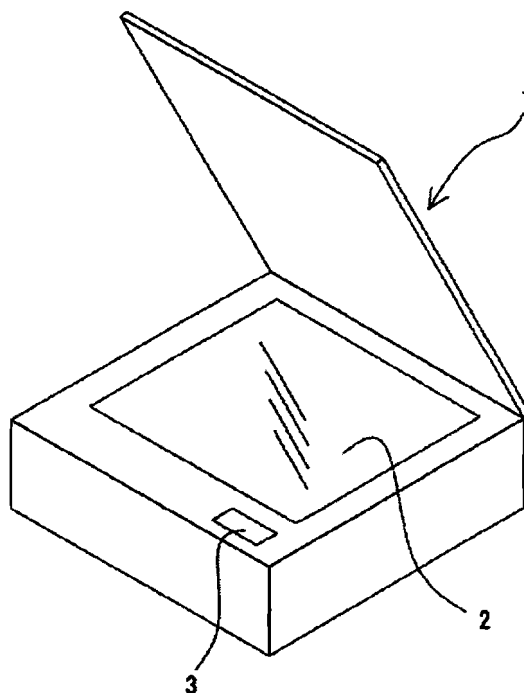
3 構成及び動作の説明

イメージスキャナであって、原稿ガラスの上に運転免許証等の身分証明書を貼付して署名したシートをセットして送信ボタンを押すと、当該シートがスキャンされ、当該身分証明書と署名の内容を示すデジタル情報が作成され、該情報が商品名カードデール(イ号物件)内部のモデムに無線送信されるようになっている。

4 符号の説明

- 1 本体
- 2 原稿ガラス
- 3 送信ボタン

【図1】



被告方法説明書

被告方法の構成を分説すれば、次のとおりである。

- a 本店から離れた場所に設置された支店において、会員証カードの発行に携わる店員によることなく、会員証カードを発行するカード発行方法において、
- b 支店側において、イメージスキャナ（ロ号物件）を用いて、運転免許証等の身分証明書が貼付され署名された後のシートをスキャンして該シートの内容を示すデジタル情報を得る工程と、
- c 該情報をカード発行装置（イ号物件）内部のモデムに無線送信し、該情報を該モデムを用いて本店側に送信する工程と、
- d 本店側において、支店側から送信された該情報をファックスを用いて受信する工程と、
- e 本店側の前記ファックスから支店側の前記モデムに対して呼出し信号音をカード発行許可信号として発信する工程と、
- f 支店側の前記モデムにおいて前記カード発行許可信号を受け取ると、支店側に設置されたカード発行装置内のカード発行機を駆動して会員証カードの発行を行う工程と、
- g を有するカード発行方法